

東京都立福生高等学校全日制課程管理運営規程

6 福高第 37 号
令和 6 年 4 月 1 日
校 長 決 定

第 1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立福生高等学校（全日制課程）（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第 2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第 3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 副校長

副校長は、校長を助け、校務を整理し、校長の命を受け所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第 5 主幹教諭

- 一 主幹教諭は、上司の命を受け、担当する校務を統括処理する。
- 二 主幹教諭は、担当する校務に関する事項について、副校長を補佐し、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第 6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 一 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 二 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 三 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第 7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第 8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

1 部

教 務 部：教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取扱い等、教務に関すること、並びに、制服の取扱い等、庶務に関することを所掌する。また、式典、学校説明会及び学校見学会の実施、学校要覧の作成、国際交流関係、ホームページの管理、図書室の管理、図書選定、視聴覚教材の取扱い等、学校図書に関することを所掌する。

生活指導部：文化祭や体育祭の実施、生徒会及び部活動の指導等、生徒指導に関することを所掌する。また、保健計画の立案及び実施、保健管理、健康診断、教育相談、校内清掃、美化の実施等、保健に関することを所掌する。

進路指導部：大学や専門学校の情報収集及び進学指導、就職指導等、進路指導に関することを所掌する。

- 2 学年

第一学年、第二学年及び第三学年を置く。
- 3 学科

普通科を置く。
- 4 教科

(1) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭及び情報を置く。
 (2) 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、外国語、その他校長が必要と認めた教科に教科主任を置く。
- 5 企画調整会議
- 6 職員会議
- 7 教科会

国語、地理歴史・公民、数学、理科、芸術、保健体育、外国語、家庭及び情報に教科会を置く。
- 8 委員会

教育課程委員会 : 教育目標及び教育課程の編成について協議する。
 入学者選抜委員会 : 学力検査の実施等、入学者の選抜に関する業務を行う。
 教科書選定委員会 : 教科書の選定に関する業務を行う。教育課程委員会が兼務する。
 ICT委員会 : 情報教育等、教育及び業務の ICT 化の整備について協議し推進する。
 Classi 委員会を兼務する。
 HP管理運営委員会 : 学校ホームページの管理運営を担う。
 施設検討委員会 : 校舎施設等の改善及び有効活用について検討する。
 学校保健委員会 : 学校保健計画作成等、学校保健に関することを協議し実施する。
 安全衛生委員会 : 学校職員の危険及び健康障害の防止、職員の健康の保持促進等、学校職員の安全と健康に関すること並びに職場環境の整備について協議し実施する。
 人間と社会推進委員会 : 教科「人間と社会」の企画・運営を行う。
 教育相談連絡委員会 : 全校生徒の情報を共有して精神面の援助について協議し実施する。
 業者選定委員会 : 業者選定に関する業務を行う。
 高大連携連絡会 : 大学との連携事業について検討し、実施する。
 防災教育推進委員会 : 都立学校における地域と連携した防災教育のあり方及び生徒に自助の力と共助の精神を育む防災教育の推進にかかわる事項について検討する。並びに生徒の安全確保に関することを協議する。
 学校いじめ対策委員会 : いじめの可能性のある事案が報告された場合、その判断等のために委員会を開催する。
 学校サポートチーム委員会 : 問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組むために設置する。
 予算調整委員会 : 予算の調整を行う。
- 9 学校運営連絡協議会
- 10 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。
- 11 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

12 その他

校長が必要と認めるときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、各学年主任及び経営企画室長とする。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めるときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他

その他、必要な事項は、校長が定める。

第11 職員会議

1 目的

職員会議は校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する事項の決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合には他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めるときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第12 教科会

1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員とする。ただし、教科主任が認めた場合、非常勤教員、実習助手も参加できる。

4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年1回）、定期考査前（年5回）、成績評定前（年3回）、OJT関係実施時期（年3回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

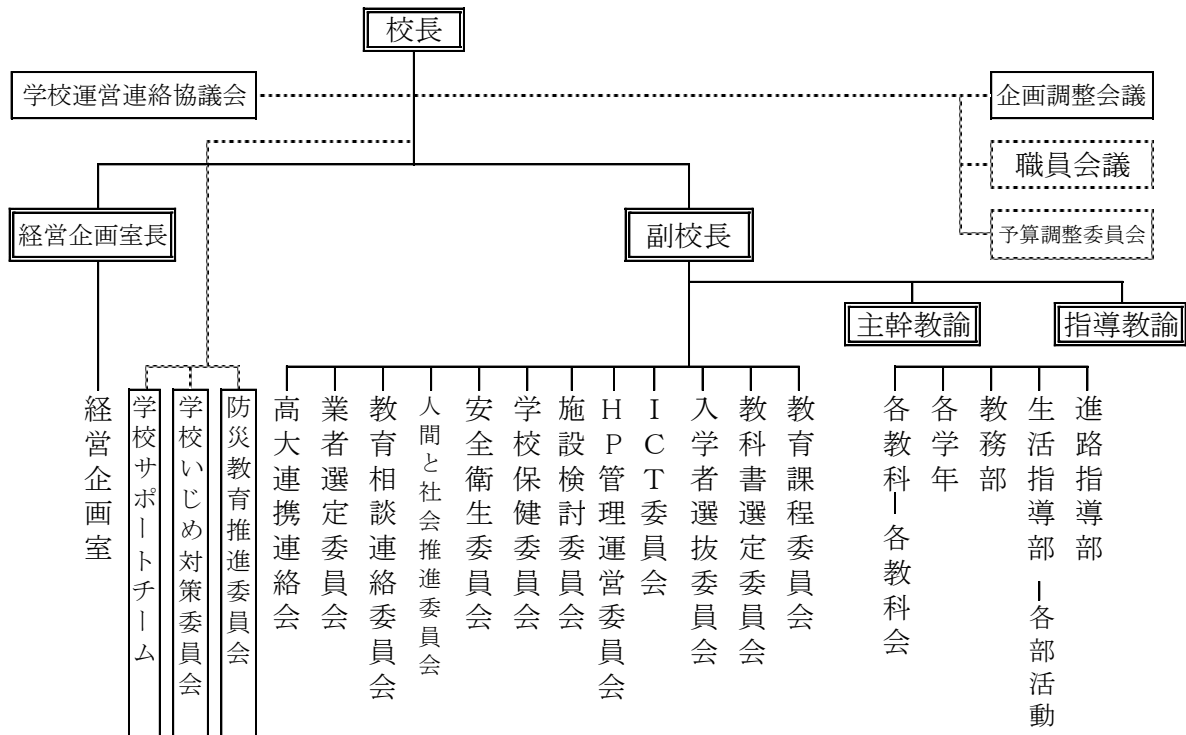
教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第13 学校運営連絡協議会

本校の教育活動が保護者及び地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者及び地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とし、別に定める学校運営連絡協議会設置要綱に基づき運営する。

第14 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第16 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第17 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。